

読替前	読替後
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（共同企業体_____の方式）</u></p> <p>第2条 <u>共同企業体を活用する場合には、次のいずれかの方式によるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。</u></p> <p>(2) <u>経常建設工事共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。</u></p> <p>第2章 <u>特定建設工事共同企業体（対象工事）</u></p> <p>第3条 <u>特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>工事がおおむね3億円以上の土木一式工事</u></p> <p>(2) <u>工事がおおむね5億円以上の建築一式工事</u></p> <p>(3) <u>工事がおおむね2億円以上の設備工</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市が発注する特定の業務委託に係る</u></p> <p>_____</p> <p>_____共同企業体（以下「<u>特定業務委託共同企業体</u>」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（特定業務委託共同企業体の方式）</u></p> <p>第2条 <u>特定業務委託共同企業体により行うことのできる業務は、市が発注する委託業務のうち、大規模かつ技術的難易度の高い業務委託で市長が必要と認めたものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第2章 <u>特定業務委託共同企業体（対象業務）</u></p> <p>第3条 <u>特定業務委託共同企業体に発注することができる委託業務</u></p> <p>_____は、<u>市長が当該業務の内容等を勘案して指定するものとする。</u></p>

読替前	読替後
<p>事</p> <p>2 前項のほか、当該工事が特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的、円滑な共同施工が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。</p> <p>(構成員数)</p> <p>第4条 構成員の数は、2者又は3者とし、<u>工事ごとに定めるものとする。</u></p> <p>(構成員の組合せ)</p> <p>第5条 構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>熱海市建設工事等入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登録された者の組合せであること。</u></p> <hr/> <p>(2) <u>次条第3号又は第9条第2号の要件を別に定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。</u></p> <p>(構成員の要件)</p> <p>第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。</p> <p>(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。</p> <p>(3) 発注工事に対応する要件を別に定める場合は、その要件を満たすこと。</p> <p>(結成方法)</p>	<p>(構成員数)</p> <p>第4条 構成員の数は、2者又は3者とする。</p> <p>(構成員の組合せ)</p> <p>第5条 構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）の規定に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。</u></p> <p>(2) _____第9条第2号の要件を別に定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。</p> <p>(結成方法)</p>

読替前	読替後
<p>するものとする。</p> <p>(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名</p> <p>(2) 工事場所</p> <p>(3) 工事の概要</p> <p>(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所</p> <p>(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、要件及び結成方法、出資比率並びに代表者要件</p> <p>(6) 前各号のほか、市長が必要と認める事項</p> <p>(資格申請)</p> <p>第13条 資格審査の申請をしようとする特定<u>建設工事</u>共同企業体は、指定の期日までに、次の書類正副3部を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>建設工事入札参加資格審査申請書</u></p> <p>(2) 共同企業体協定書（様式第2号）の写し</p> <p>(3) <u>各構成員の経営事項審査結果通知書の写し</u></p> <p>(4) 入札参加資格の認定に必要とする資料</p> <p>(資格認定の有無)</p> <p>第14条 特定<u>建設工事</u>共同企業体の競争入札参加資格の有無は、前条により提出された書類を審査の上行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、<u>第6条第3号又は第9条第2号</u>の要件を別に定めた場合は、入札参加資格申請書一覧表（様式第4号）を作成し、あらかじめ、指名選考委員会に諮るものとする。</p> <p>（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）</p> <p>第15条 特定<u>建設工事</u>共同企業体の競争</p>	<p>(資格申請)</p> <p>第13条 資格審査の申請をしようとする特定<u>業務委託</u>共同企業体は、指定の期日までに、次の書類正副3部を市長に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>入札参加資格審査申請書</u></p> <p>(2) 共同企業体協定書（様式第2号）の写し</p> <p>(3) 入札参加資格の認定に必要とする資料</p> <p>(資格認定の有無)</p> <p>第14条 特定<u>業務委託</u>共同企業体の競争入札参加資格の有無は、前条により提出された書類を審査の上行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、<u>第9条第2号</u>の要件を別に定めた場合は、入札参加資格申請書一覧表（様式第4号）を作成し、あらかじめ、指名選考委員会に諮るものとする。</p> <p>（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）</p> <p>第15条 特定<u>業務委託</u>共同企業体の競争</p>

読替前	読替後
<p>入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面をもって説明を求めることができるものとする。</p> <p>2 前項の理由を求められたときは、原則として説明を求めることのできる期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。</p> <p>3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合は、前条第1項の通知を取消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、指名選考委員会に諮るものとする。</p> <p>(競争方式)</p> <p>第16条 <u>第12条の規定により公告を行った工事に係る</u>契約の相手方の決定は、第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された<u>特定建設工事</u>共同企業体の中から競争に参加する者を指名し、指名競争入札に付して決定するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、指名競争入札に付する<u>特定建設工事共同企業体</u>の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第12条の手続を経て、これを補充するものとする。</p> <p>(存続期間)</p> <p>第17条 <u>特定建設工事共同企業体</u>は、当該工事の完成後、残務整理等に必要な期間として、3月以上存続するものとする。</p> <p>(編成表の提出)</p> <p>第18条 契約を締結した<u>特定建設工事共同企業体</u>は、契約の日から5日以内に<u>特定建設工事共同企業体編成表</u>(様式第5号)を市長に提出するものとする。</p>	<p>入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面をもって説明を求めることができるものとする。</p> <p>2 前項の理由を求められたときは、原則として説明を求めることのできる期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。</p> <p>3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合は、前条第1項の通知を取消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、指名選考委員会に諮るものとする。</p> <p>(競争方式)</p> <p>第16条 _____<u>契約の相手方の決定は、</u>第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された<u>特定業務委託</u>共同企業体の中から競争に参加する者を指名し、指名競争入札に付して決定するものとする。</p> <p>(存続期間)</p> <p>第17条 <u>特定業務委託共同企業体</u>は、当該工事の完成後、残務整理等に必要な期間として、3月以上存続するものとする。</p> <p>(編成表の提出)</p> <p>第18条 契約を締結した<u>特定業務委託共同企業体</u>は、契約の日から5日以内に<u>特定業務委託共同企業体編成表</u>(様式第5号)を市長に提出するものとする。</p>

読替前	読替後
<p>なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。</p> <p>第3章 経常建設工事共同企業体 (対象工事)</p> <p>第19条 経常建設工事共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(構成員数)</p> <p>第20条 構成員の数は、3者以内とする。ただし継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者までとすることができるものとする。</p> <p>(構成員の組合せ)</p> <p>第21条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小業者による組合せであること。</p> <p>(2) 資格者台帳に登録された業者の組合せであること。</p> <p>(3) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分に施工能力があると判断される場合には、二等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。</p> <p>(構成員の要件)</p> <p>第22条 経常建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 登録を要請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が3年以上であること。</p> <p>(2) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置でき</p>	<p>なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。</p>

読替前	読替後
<p>ること。</p> <p>(出資比率)</p> <p>第23条 経常建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等額の10分の6以上の出資比率であるものとする。</p> <p>(代表者要件)</p> <p>第24条 代表者は、構成員において決定された者とする。</p> <p>(登録)</p> <p>第25条 一の企業が登録することのできる経常建設工事共同企業体の数は、1とする。</p>	